

## 令和5年度公民館・体育館使用団体登録の手引き

### 1. 団体登録

\*登録は、公民館・体育館のいずれかの施設になります

### 2. 提出書類

\*所沢市立公民館・体育館使用団体登録申請書

\*団体活動状況表

\*団体会員名簿（団体独自の様式も可）

\*会則

\*所沢市公共施設利用者カード登録（変更）申請書  
（代表者等変更がなくとも記入の上、提出する）

書類の提出がない場合や登録条件を満たしていない場合は、団体登録ならびに更新ができません。

### 3. 登録対象期間 令和5年7月1日～令和6年6月30日

**注意** 使用団体登録は下記の点をご理解の上、申請をお願いいたします。  
（サークル活動の手引き参照）

- ① 団体(サークル)活動の主体は、あくまでも会員です。講師が中心になり料金を集めるような団体は「私塾」と同様であり、公民館での活動は出来ません。
- ② 地域に開かれた団体(サークル)であるよう、入会希望者は積極的に受け入れるよう努めてください。
- ③ 活動を進めるためには、会員間で最低限必要な約束ごと（会則）を決め、民主的で明確な運営を図りましょう。
- ④ 地区文化祭、大そうじ等の公民館の行事への積極的な参加にご協力をお願いします。